

平成30年3月15日

治療用装具の療養費支給申請に係る手続き等について（お知らせ）

治療用装具の療養費（以下、単に「療養費」という。）の支給申請に係る手続きの明確化に資するため、標記のことについて、平成30年2月9日付けで、厚生労働省保険局医療課長から下記のとおり示されましたので、お知らせします。

記

1 療養費支給申請に係る手続きについて

療養費支給申請に係る手続きは、次のとおり取り扱うことが適当であること。

- (1) 保険医が患者を診察し、疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認める。
- (2) 保険医の指示（処方）により治療用装具が製作（又は購入）される。
- (3) 保険医が治療用装具の装着（適合）を確認する。
- (4) 患者等が治療用装具に係る代金を補装具製作事業者等（治療用装具を取り扱った義肢装具士が所属。以下「事業者」という。）に支払う。
- (5) 事業者が患者等に対して(4)の支払に係る領収書（以下「領収書」という。）を発行する。
- (6) 保険者（健康保険組合等をいい、以下同じ。）に対して、被保険者等が療養費の支給申請書（以下「支給申請書」という。）を提出する。なお、支給申請書には、(1)及び(3)について確認できる証明書並びに領収書を添付する。

このため、保険医の診察や義肢装具士への指示を経ずに患者への採型・採寸、装着又は販売等がされた治療用装具について、保険者が療養費を支給することは適当でないこと。

2 証明書について

支給申請書に添付するために患者が保険医療機関に交付を求め、保険医療機関が交付する証明書には、保険者における審査に資するため、次の事項が記載されていることが適当であること。

- (1) 患者の氏名、生年月日及び傷病名

- (2) 保険医療機関の名称及び所在地並びに診察した保険医の氏名
- (3) 保険医が疾病又は負傷の治療上、治療用装具が必要であると認めた年月日
- (4) 保険医が義肢装具士に製作等を指示した治療用装具の名称
- (5) 保険医が治療用装具の装着（適合）を確認した年月日

3 領収書について

事業者が発行し、支給申請書に添付する領収書については、保険者における審査に資するため、次の内容が記載（又は添付）されていることが適当であること。

- (1) 料金明細（内訳別に名称、採型区分・種類等、価格を記載）
- (2) オーダーメイド又は既製品の別（既製品の場合、製品名を含む。）
- (3) 治療用装具を取り扱った義肢装具士の氏名

4 支給申請書への写真の添付について

保険者は、平成30年4月1日より、靴型装具に係る支給申請書の提出に際し、原則、当該装具の写真（患者が実際に装着する現物であることが確認できるもの）の添付を求めること。